



# 鳥取県公報

平成 22 年 1 月 26 日 (火)  
第 8 1 6 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	国土調査の成果の認証 (37) (耕地課) . . . . . 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (38) (〃) . . . . . 2
◇ 公 告	平成 21 年度行政書士試験の合格者 (政策法務室) . . . . . 2
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (5 件) (森林・林業総室) . . . . . 2
	年少射撃資格の認定のための講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 18
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) . . . . . 18

# 告 示

## 鳥取県告示第37号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
智 頭 町	平成20年度から 平成21年度まで	智頭町（大字大背の一部）の地籍図及び地籍簿	智頭町大字大背の一部	平成22年1月26日
大 山 町	平成20年度から 平成21年度まで	大山町（松河原、下市、岡、上市及び住吉の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町松河原、下市、岡、上市及び住吉の各一部	〃

## 鳥取県告示第38号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米子市伯仙土地改良区の定款の変更を平成22年1月18日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 公 告

平成21年11月8日に実施された平成21年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

平成22年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

受験番号	6110004	6110005	6110006	6110011	6110015	6110053	6110062	6110069
	6110089	6110104	6110124	6110138	6110139	6110140	6110151	6110155
	6110158	6110173	6110200	6110203				

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成22年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成21年6月30日付鳥取県告示第448号）の内容

(告示の内容)

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

中山 清市	八頭郡八頭町志子部字水谷ヨリ赤土迄645の9
〃	八頭郡八頭町志子部字水谷ヨリ赤土迄645の11
〃	八頭郡八頭町志子部字稗苺ヨリ白石迄646の4
〃	八頭郡八頭町志子部字茅谷648の7（次の図に示す部分に限る。）
渡辺 加都子	八頭郡八頭町志子部字長落649の4
〃	八頭郡八頭町志子部字長落649の5

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 八頭町役場

- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業総室

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成22年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成21年7月17日付鳥取県告示第463号）の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

八頭郡大村赤波組	鳥取市用瀬町赤波字小サクラ1510
谷村栄治	鳥取市用瀬町赤波字助右ヱ門谷2470
谷村刻男	〃
飯田喜代治	〃
〃	鳥取市用瀬町赤波字助右ヱ門谷2471
〃	鳥取市用瀬町赤波字助右ヱ門谷2472の1
中山清次郎	鳥取市用瀬町赤波字登リ尾西平2477
米田歳雄	〃
飯田喜代治	鳥取市用瀬町赤波字西カラト2478
谷村栄治	鳥取市用瀬町赤波字岡濱ノ平2479の1
谷村刻男	〃
飯田喜代治	〃
谷村栄治	鳥取市用瀬町赤波字岡濱ノ平2479の3
谷村刻男	〃
飯田喜代治	〃
〃	鳥取市用瀬町赤波字岡濱ノ平2480
〃	鳥取市用瀬町赤波字岡濱ノ平2480の1
〃	鳥取市用瀬町赤波字妙ヶ谷2481

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業総室

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成22年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成21年9月18日付鳥取県告示第589号）の内容  
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

深田千鶴	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の12
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の17
佐田久祐美	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の20
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の21
山口万壽治	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の27
上田泰範	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の28
山口万壽治	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の31
岩山興業 株式会社	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の36
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の37
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の38
藤原昭彦	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の49
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の50
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の51
深田千鶴	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の54
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の55
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の56
山口万壽治	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の78
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の82（次の図に示す部分に限る。）
森田甚太郎	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の99
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の100
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の101
山口千代治	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の174
山口万壽治	鳥取市河原町北村字小崩ヨリ葵谷迄941の9
〃	鳥取市河原町北村字小崩ヨリ葵谷迄941の189
〃	鳥取市河原町北村字小崩ヨリ葵谷迄941の192
〃	鳥取市河原町北村字小崩ヨリ葵谷迄941の217
中原甚平	鳥取市河原町北村字小崩ヨリ葵谷迄941の220
橋本善太郎	鳥取市河原町北村字小崩ヨリ葵谷迄941の223
川北卯之吉	〃
川北吉藏	〃
神馬神社	鳥取市河原町小河内字朽ヶ谷932

小原神社	鳥取市河原町小河内字朽ヶ谷932の 1
〃	鳥取市河原町小河内字朽ヶ谷932の 2
神馬神社	鳥取市河原町小河内字朽ヶ谷932の 3
〃	鳥取市河原町小河内字朽ヶ谷932の 4
小原神社	鳥取市河原町小河内字奥山935の304
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の 1
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の 2
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の 3
森下久寿馬	〃

森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の4
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の5
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃

澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の7
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
神馬神社	鳥取市河原町神馬字三角492の8
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の12
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃



山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の13
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の14
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の15
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃

長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の16
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の17
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃

安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の18
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
神馬神社	鳥取市河原町神馬字瀧谷上分493の1
安木薫	鳥取市河原町神馬字瀧谷上分493の2
山本律子	鳥取市河原町神馬字瀧谷上分493の6
神馬神社	鳥取市河原町神馬字馬乗場々494
〃	鳥取市河原町神馬字馬乗場々494の1
鳥取市佐治町 津野財産区	鳥取市河原町神馬字棚原495の2

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業総室

-----

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、

同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成22年 1 月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成21年9月18日付鳥取県告示第590号）の内容  
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

大字志谷村中	八頭郡八頭町志谷字磨谷467
以後伊藏	八頭郡八頭町志谷字磨谷469
以後次郎三郎	〃
以後甚十郎	〃
以後甚藏	〃
以後徳太郎	〃
磯尾甚三郎	〃
岡田甚藏	〃
山根喜多藏	〃
小谷槌藏	〃
小林幸藏	〃
森下甚次郎	〃
森田峯十郎	〃
前田金太郎	〃
中林秀雄	〃
田中源十郎	〃
田中辰藏	〃
大字志谷村中	八頭郡八頭町志谷字磨谷478
坂本利典	八頭郡八頭町志谷字峠493
小林槌藏	八頭郡八頭町志谷字峠500の1
大字志谷村中	八頭郡八頭町志谷字峠501の1
〃	八頭郡八頭町志谷字峠501の3
〃	八頭郡八頭町志谷字峠501の4
〃	八頭郡八頭町志谷字峠501の23
〃	八頭郡八頭町志谷字津無谷山844の1
田中信行	八頭郡八頭町志谷字津無谷山844の2
岡田甚藏	八頭郡八頭町稗谷字梅鳴565（次の図に示す部分に限る。）

以後清六	八頭郡八頭町稗谷字梅鳴572の2
以後實	八頭郡八頭町稗谷字峠上764の2
岡田辰男	〃
松尾壽賀蔵	〃
以後實	八頭郡八頭町稗谷字峠上764の3
岡田辰男	〃
松尾壽賀蔵	〃
岡田辰男	八頭郡八頭町稗谷字峠上764の7
松尾壽賀蔵	八頭郡八頭町稗谷字峠上764の9
岡田辰男	八頭郡八頭町稗谷字峠上764の15
〃	八頭郡八頭町稗谷字峠上764の21
〃	八頭郡八頭町稗谷字峠上764の30
以後實	八頭郡八頭町稗谷字峠上764の31
松尾壽賀蔵	八頭郡八頭町稗谷字峠上764の33
以後實	八頭郡八頭町稗谷字峠上764の42 (次の図に示す部分に限る。)
岡田辰男	〃
松尾壽賀蔵	〃
以後實	八頭郡八頭町稗谷字峠上764の44
岡田辰男	〃
松尾壽賀蔵	〃
以後實	八頭郡八頭町稗谷字峠上764の45
大字稗谷村中	八頭郡八頭町稗谷字梅鳴山771
〃	八頭郡八頭町稗谷字横岩774 (次の図に示す部分に限る。)
以後實	八頭郡八頭町稗谷字西谷775の1
岡田辰男	〃
松尾壽賀蔵	〃
〃	八頭郡八頭町稗谷字西谷775の12
以後實	八頭郡八頭町稗谷字西谷775の13
大字稗谷村中	八頭郡八頭町稗谷字浅見谷778 (次の図に示す部分に限る。)
〃	八頭郡八頭町稗谷字浅見谷779
〃	八頭郡八頭町稗谷字浅見谷780
〃	八頭郡八頭町稗谷字浅見谷781
〃	八頭郡八頭町稗谷字浅見谷782
新野繁	八頭郡八頭町横地字小茅野1002
〃	八頭郡八頭町横地字小茅野1003
〃	八頭郡八頭町横地字小茅野1004
金森音治	八頭郡八頭町横地字小茅野1019

〃	八頭郡八頭町横地字小茅野1021
藪田喜代一	八頭郡八頭町横地字小茅野1028
藪田類藏	八頭郡八頭町横地字小茅野1030
藪田百藏	八頭郡八頭町横地字小茅野1034
金森とよ	八頭郡八頭町横地字小茅野1035
藪田政人	八頭郡八頭町横地字小茅野1039
八頭郡八頭町大 字横地	八頭郡八頭町横地字小茅野1045の 4
藪田吉雄	八頭郡八頭町横地字小茅野1046
〃	八頭郡八頭町横地字小茅野1047
〃	八頭郡八頭町横地字小茅野1048の 2
〃	八頭郡八頭町横地字小茅野1048の 3
藪田久三郎	八頭郡八頭町横地字天平1067
藪田吉雄	八頭郡八頭町横地字天平1069
〃	八頭郡八頭町横地字天平1070
〃	八頭郡八頭町横地字天平1101
藪田久三郎	八頭郡八頭町横地字天平1116
〃	八頭郡八頭町横地字天平1117
藪田吉雄	八頭郡八頭町横地字天平1118
藪田久三郎	八頭郡八頭町横地字天平1119
〃	八頭郡八頭町横地字天平1120
〃	八頭郡八頭町横地字天平1121
藪田浅藏	八頭郡八頭町横地字天平1130
藪田潔	八頭郡八頭町横地字天平1131
藪田吉雄	〃
安藤繁子	八頭郡八頭町横地字天平1132
藪田久三郎	八頭郡八頭町横地字天平1134
藪田吉雄	八頭郡八頭町横地字天平1136
金森豊子	八頭郡八頭町横地字天平1137の 2
植村義春	〃
藪田久三郎	八頭郡八頭町横地字天平1139
藪田吉雄	八頭郡八頭町横地字天平1141
〃	八頭郡八頭町横地字天平1142
藪田豊治	八頭郡八頭町横地字天平1143
藪田吉雄	八頭郡八頭町横地字天平1181
〃	八頭郡八頭町横地字天平1182
藪田俊幸	八頭郡八頭町横地字上山1210の 2
朝倉敬治	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2057の 1

森脇孝	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2057の 2
朝倉敬治	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2057の 5
森本建雄	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2057の 6
朝倉敬治	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2057の 7
森脇孝	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2057の 9
森脇進	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2062の 2
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2062の 3
朝倉敬治	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2062の 4
森脇進	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2062の 6
森本建雄	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2062の 7
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2062の10
森脇孝	〃
朝倉敬治	〃
森脇孝	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2062の11
森脇尚男	〃
森脇孝	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2062の12
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2062の13
森脇尚男	〃
森脇孝	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2062の14
森脇尚男	〃
森脇孝	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2062の15
森脇進	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2062の16
森脇孝	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2062の17
朝倉敬治	八頭郡八頭町妻鹿野字兎鼻2062の19
金森豊子	八頭郡八頭町妻鹿野字中野2063の 2
植村義春	〃
下土居組生産森 林組合	八頭郡八頭町妻鹿野字中野2063の 3
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字中野2064の 1
森脇孝	八頭郡八頭町妻鹿野字中野2064の 2
下土居組生産森 林組合	八頭郡八頭町妻鹿野字中野2064の 3
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字中野2064の 4
朝倉敬治	八頭郡八頭町妻鹿野字中野2064の 7
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字中野2064の12
森脇尚男	八頭郡八頭町妻鹿野字中野2064の13
森本建雄	八頭郡八頭町妻鹿野字中野2064の14
朝倉敬治	八頭郡八頭町妻鹿野字中野2064の18

森本建雄	八頭郡八頭町妻鹿野字中野2064の19
〃	八頭郡八頭町妻鹿野字中野2064の20
朝倉敬治	八頭郡八頭町妻鹿野字中野2064の21

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業総室

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成22年 1 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成21年9月18日付鳥取県告示第591号）の内容

(告示の内容)

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

東伯郡琴浦町 以西財産区	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の1（次の図に示す部分に限る。）
〃	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の253
〃	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の254
〃	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の255
〃	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の256
〃	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の257
〃	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の266
〃	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の269
〃	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の270



中国四国農政局 東伯農業水利事業所	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の270 (国有林)
東伯郡琴浦町 以西財産区	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の271

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

以西村	東伯郡琴浦町大字大父字長楽寺943の94
池山克宏	東伯郡琴浦町大字山川字柴尾906

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字山川字柴尾906 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

東伯郡琴浦町 以西財産区	東伯郡琴浦町大字山川字勝田川頭東平808の2
〃	東伯郡琴浦町大字山川字勝田川頭東平808の16

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 琴浦町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業総室

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項の規定により年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

平成22年1月26日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

- 1 受講対象者  
鳥取県内に住所を有する者のうち法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとする者
- 2 開催の日時及び場所
  - (1) 開催日時 平成22年2月20日 午前10時から午後3時まで
  - (2) 開催場所 米子市上福原1226-4 鳥取県米子警察署
- 3 講習時間及び講習課目
  - (1) 講習時間 4時間
  - (2) 講習課目
    - ア 空気銃の所持に関する法令
    - イ 空気銃の使用の方法
- 4 考査  
講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 5 受講申込手続  
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 6 講習受講手数料及びその納付方法
  - (1) 講習受講手数料 9,700円
  - (2) 納付方法
    - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。
- 7 携行品  
筆記用具及び印鑑

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月26日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- 1 調達内容
  - (1) 調達案件の名称及び数量  
鳥取県立中央病院臨床検査業務の委託 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 委託期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

## (4) 履行場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

## (5) 入札方法

入札金額は、入札説明書に示す各検査項目1件当たりの単価（以下「検査項目単価」という。）に(3)の委託期間における各検査項目の予定数量を乗じて得た額とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された入札金額の算出に用いた検査項目単価をもって契約金額とし、各月の請求に当たっては、検査項目単価に1月の処理件数を乗じて得た額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

## (1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成22年1月26日（火）から同年3月9日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成22年1月26日（火）から同年3月9日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年2月16日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 日本医師会が実施する臨床検査精度管理調査に参加している者であって、その調査において、次の要件を満たしていること。

(ア) 平成19年度及び平成20年度の当該調査における評価Cは年間6件以下であること。

(イ) 平成19年度及び平成20年度の当該調査における評価Dはないこと。

カ 日本総合健診医学会精度管理調査又は日臨技臨床検査精度管理調査に参加している者であること。

キ 財団法人医療関連サービス振興会の認定する衛生検査所（検体検査）業務に係る医療関連サービスマークを受けていること。

ク 検査の受注及び結果報告は、入札説明書に示す方法によることが可能であること。

ケ 検体等の集配は、鳥取県立中央病院長が適当と認める手段及び方法により行うことが可能であること。

コ 検体検査委託に係る特殊容器（特殊試薬入り試験管等）及びその他の検査委託に係る容器（鳥取県立中央病院が使用しているものと同規格のもの）を負担することが可能であること。

なお、容器は契約履行開始前に仮の数量を納品し、その後は、毎月使用数量に応じて納品すること。

サ 検体検査委託予定項目はすべて受託できること。

シ 鳥取県立中央病院長からの要請があれば、日差の内部精度管理表を速やかに提出すること。

ス この競争入札に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまでのすべての要件に該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のオからキまでに該当すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 共同企業体が、(1)のクからシまでの要件に該当すること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資割合

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 解散後の瑕疵担保責任

(サ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課物流管理担当

電話 0857-26-2271 (内線2211)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成22年1月26日(火)から同年2月16日(火)までの間にインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成22年1月26日(火)から同年2月16日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号))に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書

便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成22年3月9日（火）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）  
鳥取県立中央病院 大会議室（本館1階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加しようとする者は、参加表明書及び2の入札参加資格に適合することを証明できる書類を、4の(1)の場所に平成22年2月23日（火）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として検査項目単価に1の(3)の委託期間における各検査項目の予定数量を乗じて得た額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した案件を履行できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required : Clinical examination for Tottori Prefectural Central Hospital, 1 Set

(2) Delivery period : From 1 April, 2010 through 31 March, 2014

(3) Delivery Place : 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM, 23 February, 2010

(5) Date and time for the submission of tenders : 2 : 00 PM, 9 March, 2010

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 12 : 00 noon, 9 March, 2010

(6) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Central Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan, TEL 0857-26-2271 ex. 2211